

合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案要綱

一 合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供

(第百条の六関係)

1 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができること。

① 自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊

② 自衛隊法第八十一条の二第一項第二号に掲げる施設及び区域に係る同項の警護を行う自衛隊の部隊等と共に当該施設及び区域内に所在して当該施設及び区域の警護を行う合衆国軍隊

③ 自衛隊法第八十二条の二の海賊対処行動、同法第八十二条の三第一項若しくは第三項の弾道ミサイル等を破壊する措置をとるための必要な行動、同法第八十四条の二の機雷等の除去又は我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う自衛隊の部隊と共に現場に所在してこれらの行動又は活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

④ 訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により合衆国軍隊の施設に到

着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行う合

衆国軍隊

- 2 防衛大臣は、1の①から④までに掲げる合衆国軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該合衆国軍隊に対する役務の提供を行わせることができること。

## 二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則関係)

- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。